

令和6年度第2回城陽市上下水道事業経営審議会会議録

審議内容

《開催結果の概要》

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 城陽市の水道事業等の課題と対策について
 - (2) 下水道事業に係る認可変更について

《進行》

事務局： 資料番号1、2について説明

会長： 質問・意見等問う。

委員： PPPやPFI等を導入する際には、要求水準書案や実施方針等を公開して意見募集をされて、もう一度要求水準書等を作っていくというプロセスを踏んでおられる自治体もあると思うが、今回はいきなり要求水準書案を募集要項と一緒に出すのか。

事務局： 昨年の10月、11月頃にホームページにサウンディングの実施を公表し、サウンディングに参加いただいた14社と意見交換をしたり、先進事例等を参考にしたりして、募集要項、要求水準書案の取りまとめを行った。そのとりまとめ案に対してサウンディングに参加いただいた企業を対象に、案を示し、改めて意見募集を行った。いただいた意見を参考に、部内で協議のうえ、募集要項等を取りまとめ、10月には公にする予定。

委員： 10月頃から募集を開始されると思うが、質問に対する回答や施設の見学等を10月から2月の間にするイメージか。

事務局： 詳細のスケジュールは決まっていないが、募集要項等を公表してから、改めて質問を受け付けるという形を考えている。また参加の意思表示をいただいたところに対しては、現地確認や施設見学等を考えている。さらに現地確認いただいたあとに再度質問を受付けることを検討している。

委員： 先ほど14社の企業が参加されたと聞いたが、その企業は、全国規模的な企業なのか地元の企業なのか。

事務局： サウンディングに参加した14社についてはホームページで公表後、国主催のマッチング会議に参加した企業なので、全国規模の企業が大勢である。地元企業との関係としては、一部再委託やJVのメンバーに組み込むといったような形での委託形態を想定している。インフラなので、24時間365日技術力を持った人間を迅速に派遣できる大企業を頭にして、業務を組み立ててもらう想定をしている。

審議内容	
委 員 :	契約を令和7年度初めに行い、優先交渉権を得てからＳＰＣを立ち上げるのかと思ったがJVにするのか。
事務局 :	最初にＳＰＣ、JVの両方で検討を行った。しかし各企業を対象に行ったサウンディングでは、ＳＰＣについては、不要との意見が多くかった。その理由は4条の工事関係を委託業務に入れていない更新支援型の制度設計であるため、経費や時間を要するＳＰＣまで求めなくても良いのではないかというもの。これらから現時点ではJVもしくは単独で受けられるところは単独で受けてもらう方式で考えている。 国土交通省がウォーターPPP3.5で提示しているのは、更新支援型と更新実施型のどちらかを選ぶ方式。更新支援型は、支援という形で業務範囲が更新計画策定に留まり、実際の工事までは行わない。一方更新実施型は実際の工事までやっていくというもの。更新実施型は大きな工事を受注するので資金調達が必要となり、ＳＰＣの設立はマストに近い。しかし更新支援型であれば、JVの方が効率的ではないかと。ＳＰＣ設立となると株主総会の開催、約款の策定、監査等もあるので、コストがかかる。サウンディングの中で、これぐらいの規模感であれば、ＳＰＣを設立して、コストを増やすことをしなくてもいいのではという意見もたくさんあったので、JVを採択した。
委 員 :	漏水対応等の委託先は地元の水道組合を考えているのか。 また他都市で既にウォーターPPPを導入されていると聞いたが、業務内容によっては再委託というケースもあるのか。再委託となると情報が漏洩しやすくなるのではないか。
事務局 :	水道管の維持管理業務は直営で残し、城陽市公認上下水道協同組合に委託する予定。 他の業務についてはJVの中で処理するか、JVからの再委託とするか、そこは企業側で自由にマッチングしていただければと考えている。自家用電気工作物の保安管理業務や、ポンプ、モーター等メーカーに発注しないといけないものは、元請のJVで再委託契約を結ぶということを想定している。
委 員 :	現在の受託会社が高齢化で続けられないという人材確保の問題と財源を効率的に確保するという課題がある。水道事業を永続的に確保していくために国がPPPレベル3.5等の仕組みづくりを行っている。
委 員 :	水質管理や薬品の注入量の管理については引き続き、職員が行うという認識でよいか。
事務局 :	水質管理については水道法に基づいて検査項目が51項目あるが、従来から外部委託している。薬品の注入量については、市が委託している受託会社が調整をしている。

審議内容

委 員： 直営で行う業務の中に水質管理がないが。今後は包括委託の中には含めないのか。

事務局： 水道法の第 24 条の 3 に「第三者委託」という形で水質管理までを包括的に委託するものもあるが、この度の制度設計では第三者委託を採用せず、包括委託には含めない。市職員では直接水質の検査はできないため、従来どおり水質の検査について市が直接個別委託する予定。

委 員： 予算措置について、契約はあくまでも令和 7 年度なので、令和 7 年度に債務負担をとるべきでは。令和 6 年度の債務負担が明らかに流れるのがわかっているので債務負担ではなく別の方法を取るべきでは。また 43 億と見込んでいるのに、プラス 2 億円で債務負担が予定されているが、議会でどのように説明されるのか。差が 2 億円あるのでもう少し工夫が必要なのではないかと思う。

委 員： まず 1 点目の人材確保について技術者が民間に流れてしまい、確保が非常に困難な状況となっている。実際、大学でも、昔は公務員希望もたくさんいたが、今は公務員の希望者が本当に少なくなった。民間も求人がたくさんあり、1 人の学生について 100 社以上来ることもある。給与面の差が大きくて、民間の方が給与を上げるので、民間に行ってしまう。実際に確保できる組織に委託という形は自然な形かなと考えている。国の新たな枠組みを活用することで投資に必要な財源を確保していくという方向も、理解できる。

2 点目は包括的民間委託とする対象施設・対象業務範囲設定についてだが、上下水道等の予算や決算、ビジョン等の計画策定などコアな部分に関しては市が引き続き行い、現在委託している部分を包括的民間委託に移行するとされている。このうち上水道の管路については、従来から地元組合を通じて維持管理をしており、その情報を市と共有していること、市はその情報に基づいて整備計画を策定していることが触れられている。事務局の説明では上水道の管理については従来通りのやり方で一定の維持管理と更新のマネジメントができるということなので、漏水対策対応を含めて、この業務を対象業務から外すということについては、問題はないかなと考えている。引き続き地元組合とは十分な連携をとっていただき、適切な維持管理をなされたい。それと専門技術者も必要なので、新卒は無理だったら中途採用ででも、引き続き人材確保に努力してもらいたい。

上水道の管理については理解したが、下水道の管路の維持管理についてはどうか。

審議内容	
事務局 :	下水道の管路はこれまでほとんど破損等もなく、詰まり対応が中心となっている。応急対応でも、公共汚水枠など小規模なものは市直営で行い、直営で対応不可能なものは、バキュームなどの設備を保有する業者に委託している。しかし、今回の包括的民間委託が終了となる令和17年度末までには、設置から40年を経過した管渠とマンホールが出てくる。そのため、包括的民間委託において、これらを対象とした管路内の状況調査および健全度診断を行い、マンホールポンプについても、維持管理経過を踏まえた状況把握を行う。これらを踏まえて、下水道の施設更新計画の原案作成を行い、調査計画と合わせて、維持管理を対象業務に入れていくということで、制度設計をしている。
委員 :	要するに上水道の管路と下水道の管路とを、それぞれ取り扱いが異なるため対象業務を分けられるということでよいか。
委員 :	下水道のひび割れについて、テレビで、ひび割れはバクテリアで補修する方法があるということを見たが、検討されて、実施される予定か。ひびわれをバクテリアで直すのはどれくらいの費用がかかるのか。
事務局 :	下水道の場合、基本的には中にカメラを入れたりして損傷状況等を確認していく。バクテリアに関する技術が今後研究されて汎用されるようになれば、それを使っていくかもしれないが現在そこまで至っていない。より安価で効率的な更新方法を考えていきたい。
会長 :	水道事業と下水道事業を今後安定的に持続させていくために国からの補助金を確保して、また人材を安定的に確保する必要があり、そのためにウォーターパートナーのレベル3.5を使って、優秀な技術者を抱えている大企業に委託する形がいいのかとのことである。しかしこアな部分は、役所が引き続き管理していくところを考えると、今回の報告内容については委員の皆様方からも否定的な意見がないので、「是」としたいがいかがか。
委員 :	長期間を見据えて対応を考えるということで、是という方向で考えるのが妥当。安定的効率的な供給のために担当の部署それぞれの係の方が総力を挙げて最善の方法を考えていただいた結果だと思う。
会長 :	この審議会では答申という形式ではないが、この取り組みを進められることについては了承したい。
事務局 :	資料番号3について説明
会長 :	質問・意見等問う。
委員 :	公共下水道か、集中浄化槽か、その区分が分かる図面のようなものはあるのか。

審議内容
事務局： 都市計画法や下水道法に基づいて作成している地図はある。城陽市は 1031 h a が事業計画区域全部であり、その後計画的に増やしていく予定の箇所はない。今回提案した、開発の予定がされるということがきっかけとなって、区域を追加していくというような形になる。
委員： 家を建てる際に、自分で浄化槽を作るのか、下水道を待っていたらいいのかを知りたい。市街化調整区域のように、もうここには下水道はいかないとわかるようなものはあるのか。
事務局： 現在はこの 1031 h a というところに色塗りをしている。これ以外のところは、下水道計画区域外ということで、下水道が行く予定がないので合併式浄化槽を設置してもらい、下水道と同じような水質を保って管理していただくというのが基本的なスタンス。今回のように、開発で市街化区域に編入される場合と、調整区域ではあるが地区計画を作つて家を建てるというやり方もある。
会長： 全体を通しての質問・意見等問う。
一同： 意見等なし
4. その他
会長： 資料4（下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.1版）は他の委員にも配布しているのか。
事務局： 会長への説明用の参考資料であり、他の委員には配布していない。
会長： 了解した。
5. 閉会